

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 25 日

金 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

○行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	1
------------------------------	---

~~~~~

## 規 則

~~~~~

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第12号

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(富山県情報公開条例施行規則の一部改正)

第 1 条 富山県情報公開条例施行規則（平成14年富山県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第 1 項中「閲覧を」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付を」に、「審査会提出資料閲覧申出書」を「審査会提出資料等閲覧等申出書」に改め、同条第 2 項中「審査会提出資料等閲覧申出書」を「審査会提出資料等閲覧等申出書」に、「閲覧の」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付の」に、「審査会提出資料等閲覧承諾通知書」を「審査会提出資料等閲覧等承諾通知書」に、「審査会提出資料等閲覧一部承諾通知書」を「審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書」に、「審査会提出資料等閲覧拒否通知書」を「審査会提出資料等閲覧等拒否通知書」に、「閲覧申出書を」を「閲覧等申出書を」に改める。

別表第 2 の 2 の項の(5)を次のように改める。

(5) 審理員の指名、審理手続、諮問、裁決その他の不服申立てに関する文書様式第2号備考4中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「異議申立書（審査請求書）」を「審査請求書」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第4号及び様式第10号中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「異議申立書（審査請求書）」を「審査請求書」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第12号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第13号中「審査会提出資料等閲覧申出書」を「審査会提出資料等閲覧等申出書」に、「閲覧を」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付を」に、「閲覧申出者」を「閲覧等申出者」に改める。

様式第14号中「審査会提出資料等閲覧承諾通知書」を「審査会提出資料等閲覧等承諾通知書」に、「閲覧に」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付に」に、「閲覧の」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付の」に改める。

様式第15号中「審査会提出資料等閲覧一部承諾通知書」を「審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書」に、「閲覧に」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付に」に、「閲覧の」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付の」に改める。

様式第16号中「審査会提出資料等閲覧拒否通知書」を「審査会提出資料等閲覧等拒否通知書」に、「閲覧に」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付に」に改める。

（富山県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第2条 富山県個人情報保護条例施行規則（平成15年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「閲覧を」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付を」に、「審議会提出資料等閲覧申出書」を「審議会提出資料等閲覧等申出書」に改め、同条第2項中「審議会提出資料等閲覧申出書」を「審議会提出資料等閲覧等申出書」に、「閲覧を」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付を」に、「審議会提出資料等閲覧承認通知書」を「審議会

提出資料等閲覧等承認通知書」に、「審議会提出資料等閲覧一部承認通知書」を「審議会提出資料等閲覧等一部承認通知書」に、「審議会提出資料等閲覧不承認通知書」を「審議会提出資料等閲覧等不承認通知書」に、「閲覧申出書を」を「閲覧等申出書を」に改める。

様式第 6 号備考 2 中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第 7 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「異議申立書（審査請求書）」を「審査請求書」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第 8 号、様式第 14 号、様式第 20 号、様式第 21 号、様式第 28 号及び様式第 29 号中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「異議申立書（審査請求書）」を「審査請求書」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第 32 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「第 42 条」を「第 42 条第 1 項」に改める。

様式第 33 号中「審議会提出資料等閲覧申出書」を「審議会提出資料等閲覧等申出書」に、「閲覧を」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付を」に、「閲覧申出者」を「閲覧等申出者」に改める。

様式第 34 号中「審議会提出資料等閲覧承認通知書」を「審議会提出資料等閲覧等承認通知書」に、「閲覧に」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付に」に、「閲覧の」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付の」に改める。

様式第 35 号中「審議会提出資料等閲覧一部承認通知書」を「審議会提出資料等閲覧等一部承認通知書」に、「閲覧に」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付に」に、「閲覧の」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付の」に改める。

様式第 36 号中「審議会提出資料等閲覧不承認通知書」を「審議会提出資料等閲覧等不承認通知書」に、「閲覧に」を「閲覧又は写し若しくは書面の交付に」に改める。

（過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第 3 条 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和 39 年富山県規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式(1)備考 1、第 5 号様式(2)備考 1 及び第 5 号様式(3)備考 1 中「60日」を「3月」に改める。

第 6 号様式備考 1 中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」を削り、同様式備考 2 中「(異議申立て)」及び「(決定)」を削る。

(富山県食品衛生法施行規則及び児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部改正)

第 4 条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に改める。

(1) 富山県食品衛生法施行規則(平成12年富山県規則第32号)様式第 1 号

(2) 児童福祉施設に係る負担金に関する規則(昭和39年富山県規則第77号)様式第 1 号

(富山県生活保護法施行規則の一部改正)

第 5 条 富山県生活保護法施行規則(昭和58年富山県規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第22号及び様式第23号中「60日」を「3月」に改め、「あつた日」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)」を、「50日」の次に「(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)」を加える。

様式第23号の 2 中「60日」を「3月」に改める。

様式第38号中「60日」を「3月」に改め、「あつた日」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)」を、「50日」の次に「(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)」を加える。

(富山県児童福祉法等施行規則の一部改正)

第 6 条 富山県児童福祉法等施行規則(昭和41年富山県規則第55号)の一部を次のように改正する。

様式第27号、様式第28号、様式第30号、様式第32号、様式第38号及び様式第48号中「60日」を「3月」に改める。

様式第50号中

「教示 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。」

を

「教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。」

に改める。

様式第51号の5、様式第51号の7、様式第51号の8及び様式第51号の10中「60日」を「3月」に改める。

（富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第7条 富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和41年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第6号の2、様式第8号、様式第8号の2及び様式第16号の2中「60日」を「3月」に改める。

様式第30号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決

定」を「裁決」に改める。

(富山県林業種苗法施行規則の一部改正)

第8条 富山県林業種苗法施行規則(昭和47年富山県規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(富山県情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第1条の規定による改正前の富山県情報公開条例施行規則別表第2の2の項の(5)に掲げる公文書の保存期間は、なお従前の例による。

(文書総務課)